

議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額
並びに市長及び副市長の給料の額について
(答 申)

平成 25 年 12 月 17 日

羽村市特別職報酬等審議会

議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額
並びに市長及び副市長の給料の額について

(答 申)

平成 25 年 9 月 20 日付、羽企職発第 7247 号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問項目について結論を得たので別紙のとおり答申します。

平成 25 年 12 月 17 日

羽村市長 並 木 心 様

羽 村 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会

会 長 高 山 繁 寿

職務代理 竹 田 滢 子

委 員 伊 藤 保 久

葛 尾 豊

戸 澤 典 子

中 村 孝 春

福 士 和 良

藤 井 孝 之

水 元 春 美

渡 邊 晃

(五 十 音 順)

1 はじめに

本審議会は、羽村市特別職報酬等審議会条例（昭和 39 年条例第 35 号）第 2 条の規定に基づき、平成 25 年 9 月 20 日、羽村市長から「議会の議員の議員報酬及び政務活動費の額並びに市長及び副市長の給料の額について」諮問を受けた。

前回の答申から約 4 年が経過することから、現行の報酬等の額が適正かどうか検討するよう要請されたものであり、多角的、かつ、公平中立な立場から活発な審議を行った。

2 審議経過

本審議会は、諮問された事項について、これまで 3 回にわたり審議を行った。

諮問事項を検討するにあたっては、現下の社会経済情勢を踏まえ、本市の財政状況、都内 26 市における報酬等の比較及び近年の改定状況、特別職としての職責や活動状況、加えて一般職職員の給与改定状況等を総合的に勘案し、適正な報酬等の水準を判断することとした。

審議にあたっては、諮問内容を（1）市長及び副市長の給料の額（以下、「特別職の給料」という。）、（2）議会の議員の議員報酬（以下、「議員報酬」という。）、（3）政務活動費の額の 3 つに区分し、順に審議を行った。

(1) 特別職の給料の額について

現政権の経済政策であるアベノミクスに対する期待が膨らむ中、平成 25 年 9 月、10 月に内閣府が発表した月例経済報告では、いずれも「景気は緩やかに回復しつつある」としているものの、現在の市内の景況感を顧みると景気回復を実感するまでには至っていない状況にある。

本市の財政運営に目を向けると、歳入の根幹をなす市税収入の状況は、長引く景気低迷の中、伸び悩んでおり、平成 22 年度から普通交付税の「交付団体」へ移行するなど、依然、厳しい財政状況が続いている。

こうした中、平成 22 年 1 月以降、2 次にわたり緊急経済財政対策を講じ、

国や東京都の支出金などの特定財源の確保に努めるとともに、「行財政改革基本計画」を策定し、社会経済情勢に的確に対応した行財政運営を行ないつつ、第5次長期総合計画の実現に向けて力強く取り組んでいる。

特別職の給料についてみると、財政規模等の相違はあるものの、都内26市の地方自治体の特別職の給料を比較すると、本市の市長と副市長の額は、いずれも26市中21位である。また、平成22年1月から平成26年3月まで、市の財政状況を鑑み緊急経済財政対策の一環として、市長については15%、副市長については10%の自主的な給与削減措置を講じている。

市長は、東京都市長会、一部事務組合など対外的な役職を多く抱える中、市の最高責任者として休日、昼夜を問わず精力的に行財政運営に取り組んでおり、今日の厳しい社会経済情勢の中、安定した市政運営を進めている。また、副市長は、市長を補佐し、市の政策及び企画を統括する重要な職責を果たしている。これらの実績等を勘案すると、特別職の給料については、引き上げるべきであるとの意見があり、またその一方で、市税収入が回復するまでの間、自主的な減額措置を継続した上で据え置きとすることが妥当であるとの意見もあった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、現在の特別職の職務は広範囲にわたり、今後も増加することが見込まれ、その職責の重大性も益々大きくなることが想定されることから、引き上げることも必要であるが、今日の厳しい社会経済情勢や市民感情、自主財源である市税収入が依然減少傾向にあることなどを勘案すると、現行の給料月額を据え置きとすることが妥当であるとの意見の集約に至った。

(2) 議員報酬の額について

地方分権が進み、市政の両輪の一つである市議会の果たす役割と責任は、ますます重要になってきている。そうした時代変化に対応するため、羽村市議会は、平成16年以降、5次にわたり議会改革推進協議会を設置し、議会改革の推進に努めており、議員定数の削減をはじめ、より開かれた議会、議会の権能強化など、議会活動の更なる充実に向けて取り組みを行なうとともに、

議員各位においては、積極的に市民の声を聴くなど精力的に活動していることから、報酬の水準を引き上げるべきとの意見があった。

羽村市議会議員と都内の他市の議員報酬を比較すると、本市の議長の報酬は 26 市中 22 位、副議長の報酬は 25 位、委員長及び議員の報酬はいずれも 24 位となっている。また、市長の給料を 100 とした場合の議員報酬の比率は 48.6 であり、26 市の平均値である 51.9 と比較しても乖離が大きい状況にあることから、公選職としての議員の社会的地位について配慮するとともに、将来の市政発展を担う有為な人材を確保していく観点からも、議員報酬の引き上げを行なうべきとの意見、また、他の職業を持たない専業の議員が増加する中、生活給としての視点からも議員報酬を引き上げるべきとの意見があった。またその一方で、議会の会期日数などを勘案すると、現在の議員報酬の水準は適正であり据え置きとすべきとの意見もあった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、市長等の給料と同様に、現在の景況感や市の財政状況を勘案すると、現行の議員報酬を据え置きとすることが妥当であるとの意見集約となった。

(3) 政務活動費について

地方自治法の改正により、これまでの調査研究に対して交付されていた政務調査費が政務活動費に変更となり、これまでよりも交付対象範囲が広がっており、今後、必要とする額が従前と比較し増加する可能性があることや、各議員が精力的な活動を行なうための必要経費として、その重要性は十分に理解できる。しかし、都内 26 市の交付額を比較した場合、26 市中 20 位に位置しているものの、近隣自治体との比較では、特段低い水準ではないとの意見、また、平成 23 年度における政務調査費の執行状況をみると、全額使用している会派がある一方で、残額が生じている会派もあり、早急に増額する必要性は見当たらず、景気動向なども考慮すると、据え置きとすることが妥当であるとの意見の集約に至った。

3 結論

前述のとおり活発な審議を進め、総合的に判断した結果、諮問された事項について次のとおりの結論に至った。

(1) 特別職の給料の額について

現行額を据え置くことが適当である。

(2) 議員報酬の額について

現行額を据え置くことが適当である。

(3) 政務活動費について

現行額を据え置くことが適当である。

4 付帯意見

本審議会は、これまで4年に1回程度の頻度で開催されており、開催毎に委嘱された委員が、財政状況を示す各種指標や報酬額等を他市と比較するなどして審議を行なっている。

次回以降の審議会開催にあたっては、市の財政状況や人口などを指数化し、一定の判断基準を作成することについて、検討することも必要であると考えらる。

審議に使用した主な資料

【特別職報酬（給料）の状況】

- ①羽村市特別職の報酬等の改定状況
- ②26市特別職報酬等一覧表（市長～議員）
- ③西多摩地区の特別職報酬（給料）月額
- ④26市特別職報酬等比較（対市長給料月額）
- ⑤平成25年4月現在 市長給料の削減措置状況について
- ⑥羽村市長が務めている一部事務組合の管理者等の給料額
- ⑦羽村市議会議員が務めている一部事務組合の議員報酬
- ⑧特別職及び議員の退職手当について

【市の財政状況】

- ①26市の人口・財政状況
- ②平成23年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ）
- ③特別職人件費の歳出に対する比率
- ④羽村市普通会計決算額の推移（歳入・歳出）
- ⑤人口の推移
- ⑥職員数の推移
- ⑦人件費の推移
- ⑧人件費比率の推移
- ⑨自主財源額の推移
- ⑩自主財源比率の推移
- ⑪特別職（市長・副市長・教育長）人件費の自主財源に対する比率の推移
- ⑫議員報酬の自主財源に対する比率の推移
- ⑬経常収支比率の推移
- ⑭公債費比率の推移
- ⑮市債残高の推移
- ⑯市民一人当たりの市債残高の推移

- ⑰ 基金残高の推移
- ⑱ 市民一人当たりの基金残高の推移
- ⑲ 財力指数（単年度）の推移
- ⑳ 普通交付税の推移

【職員人件費の状況】

- ① 羽村市職員の給与等の推移
- ② 職員平均給与月額推移
- ③ 人事院勧告（国）
- ④ 東京都人事委員会勧告
- ⑤ 職員数等の推移（数値）について
- ⑥ 一般職職員の退職手当について

【政務活動費の状況】

- ① 26市の議員数・政務活動費額
- ② 西多摩の議員数・政務活動費額
- ③ 平成23年度会派別政務調査費交付状況